

裾野市議会会派及び会派代表者会議規程

〔平成25年3月29日〕
〔議会訓令第2号〕

改正 令和2年9月10日訓令第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、裾野市議会の会派及び会派代表者会議に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会派)

第2条 会派は、2人以上の議員をもって結成する。

2 前項の規定により、議員が会派を結成したときは、議長に届け出なければならない。また、届出の内容に異動が生じたときも同様とする。

(会派代表者会議)

第3条 裾野市議会に会派代表者会議（以下「会議」という。）を置く。

(会議)

第4条 会議は、議長、副議長及び会派の代表者をもって組織する。

2 会議は、議長が招集し、会議の議長となる。

3 2人以上の代表者から請求があるときは、議長は会議を招集しなければならない。

4 会議は、半数以上が出席しなければ開くことができない。

(所掌事務)

第5条 会議は、次の事務を所掌する。

(1) 各会派の連絡調整に関すること。

(2) 初議会の運営に関すること。

(3) 常任委員会の委員の割り振りに関すること。

(4) その他議長が必要と認めたこと。

(代表者の出席)

第6条 代表者に事故あるときは、その会派に属する議員の中から代理者を代表者が指名し、会議に出席させることができる。

(代表者等の発言)

第7条 代表者又はその代理者の発言は、各会派の代表意見とみなすこととする。

(傍聴)

第8条 傍聴の申し出があるときは、その都度会議に諮って決める。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。